

町内防犯灯設置業務仕様書

本仕様書は、町内会の申請に基づき設置する防犯灯について、設置に当たっての基準等を定めるものである。

設置に当たっては、本仕様書のほか、メーカーの仕様に従うとともに、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本市に設置されているLED防犯灯は、ESCO事業者^(※)が一元管理しており、本業務においては、ESCO事業者が現在管理する灯具と同一又は形状がほぼ同一で、性能においても同一性が認められる下記1(1)の灯具を設置することとする。

記

1 LED防犯灯について

- (1) 灯具の種類 パナソニック製（型番：NNY20328LE1）
- (2) 消費電力 6.3W（電力会社申請入力VA 6.5VA）
- (3) 設置灯数 150灯（新設分）

2 設置基準

- (1) 照明器具の取付け高さは、原則として、地上面から4.5mとする。
- (2) 電力柱およびNTT柱以外の電柱については、低圧幹線の分岐に電線ヒューズ（250V-50A、密閉型、ホルダー、カバー共）を取付けること。
- (3) 東北電力ケーブルとの接続箇所2次側の配線は、EM-E E F 2.0-2C（VE16）とする。
- (4) 電線の接続部分は、防水処理（自己融着テープ等の使用）を施すこと。
- (5) 電線の露出部分は、絶縁テープで保護し、半幅以上重ねて2回以上巻くこと。
- (6) 電線管の支持には、ステンレスバンド（W=10）を使用し、支持間隔は1m以内とする。
- (7) 点灯および消灯することを確認すること。
- (8) 電力会社等の手続きは、すべて代行すること。
- (9) 作業中は、歩行者等の安全を確保すること。
- (10) 高所作業車を使用する場合は、道路使用許可申請を行い交通誘導員を配置すること。
- (11) 作業工程等設置に関しては、事前にESCO事業者と協議すること。
- (12) 特記なき事項は、内線規程によること。
- (13) 新設に伴う諸手数料については受託者の負担とする。

3 E S C O事業者との協議について

E S C O事業者では、灯具毎に専用の番号を付番し、設置場所等の情報と併せて管理しているため、設置等に当たっては、E S C O事業者と協議すること。

4 工程表の提出等について

契約締結後、工程表を提出すること。

また、定期的に設置（進捗）状況を口頭で報告すること。

5 町内会との連携について

町内会とは、連絡を密にし、灯具の設置向き等を確認するとともに、あらかじめ町内会長宛に送付している「町内防犯灯の設置に当たっての同意書」を町内会から受領した場合は、生活総務課へ提出すること。

6 業務の完了

業務が完了した場合は、完成写真を添えて業務完了報告書を提出すること。

なお、完成写真については、すべての防犯灯設置箇所の柱全体および設置箇所について設置前、設置後のものとし、完成検査後、C D - Rなど電子データとしてまとめ、提出すること。

7 施行期限について

本業務については、令和4年9月30日（金）までに施行を完了すること。

8 その他

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ、これを定めるものとする。

※E S C O事業者とは、平成24年3月30日から令和4年9月30日までの期間において、町内防犯灯の運転・維持管理、光熱費削減保証等の省エネルギーサービス（E S C Oサービス）の提供を行う者である。